

公開買付代理人等の別途買付規制の見直し に伴う業務規程の一部改正について

平成16年6月29日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

公開買付代理人等（公開買付事務取扱者又は公開買付代理人）は、公開買付期間中、公開買付銘柄について自己計算で別途買付けを行うことが禁止されていますが、政令において流通の円滑化を図る買付け等で当該規制の趣旨に反しない取引行為については適用除外として認められていることから、最近の立会外取引等を利用した取引など取引手法の多様化に適切に対応し、市場における流通の円滑化を図る観点から、新株予約権証券等のヘッジ取引に係る買付けなどを適用除外行為として追加することとし、業務規程において所要の改正を行います。

2. 改正概要

(1) ヘッジ取引の対象商品の拡大等

現在、既に適用除外行為として認められているヘッジ取引について、新株予約権証券等を対象商品に追加するほか、ETF等の対象株価指数との連動性を保つための買付けを適用除外行為として追加します。

(備考)
・業務規程第66条
第5号、第11号等

(2) 顧客の買付けに応じるために行う買付け

顧客に対して有価証券を売り付けることを約している場合等において、当該売付けのために必要な数量の範囲内で行う買付けを適用除外行為に追加します。

・同条第12号

(3) 借入有価証券の返済のために行う買付け

公開買付開始公告前に有価証券の借入れを行っている場合に、当該返済に必要な数量の範囲内で行う買付けを適用除外行為に追加します。

・同条第13号

(4) その他

あらかじめ選定した25銘柄以上の種類が同一である有価証券を同時に買い付ける取引であって、公開買付銘柄の買付代金が当該取引総代金の4%以下の買付けを適用除外行為とするなど、その他所要の改正を行いません。

・同条第14号
・業務規程第67条

3. 施行日

平成16年7月1日から施行します。

以 上